

前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、前橋市内における有料老人ホームの設置及び運営について、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び前橋市老人福祉法施行細則（平成21年前橋市規則第42号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、高齢者が安心して生活することができるよう、良好な居住環境及び生活支援サービスを提供する優良な有料老人ホームの設置及び運営を実現し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この要綱は、前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針（以下「指針」という。）と一体となって解釈され、及び運用されなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。）第5条第1項の登録を受けたもの以外のものをいう。
- (2) 設置予定者 前橋市内において有料老人ホームを設置しようとする者（高齢者居住法第5条第1項の登録を受けようとする者を除く。）をいう。
- (3) 設置者 前橋市内において有料老人ホームを設置し、運営している者をいう。
- (4) 設置予定者等 設置予定者及び設置者をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者等は、この要綱及び指針の規定を誠実に遵守するものとする。

2 設置予定者等は、有料老人ホームの設置及び運営に当たり、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「協会」という。）への入会及び協会の運営する入居者生活保証制度（以下「生活保証制度」という。）への加入に努めるものとする。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請より前（これらの許可を要しない場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（以下「建築確認」という。）の申請より前）に、次の各号に掲げる事項に係る

書面を添えて、有料老人ホーム設置事前協議書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 設置主体に関する事項
- (2) 立地条件に関する事項
- (3) 規模及び設備構造に関する事項
- (4) 職員の配置等に関する事項
- (5) 施設の管理・運営に関する事項
- (6) 入居者に提供するサービスに関する事項
- (7) 事業計画に関する事項
- (8) 資金計画に関する事項
- (9) 利用料等に関する事項
- (10) 契約内容等に関する事項
- (11) 情報開示に関する事項
- (12) 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項

2 市長は、前項の事前協議の結果、法、省令その他法令又はこの要綱若しくは指針の規定に基づく指摘事項のあるときは当該指摘事項を添えて、設置予定者に対して事前協議を終了する旨の通知を行うものとする。

3 前項の事前協議の終了の日から1年後の日までに当該事前協議に係る第7条に規定する設置届出のないときは、当該事前協議の終了の効力を失う。

4 設置予定者は、第2項に規定する通知を受領した後、開発許可若しくは建築許可又は建築確認申請を行うものとする。

5 設置予定者は、第2項に規定する指摘事項のあるときは、当該指摘事項の改善状況の報告を、遅くとも第7条に規定する設置届の提出の時までに、市長に行うものとする。

（事前協議の省略）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、同項の規定による有料老人ホーム設置事前協議書の提出を要さない。

- (1) 老人福祉施設（法第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。第3号において同じ。）その他の施設から有料老人ホームへ転換するとき又は既存の建物を有料老人ホームとしようとするとき。（施設や建物の一部を転換しようとする場合を除く。）
- (2) 有料老人ホームの事業の譲渡又は設置者の法人の分割若しくは合併により新たな設置予定者が有料老人ホームを設置しようとするとき。
- (3) 設置届出を行わずに法第29条第1項に規定する事業を行っている者（老人福

祉施設若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居の設置者又は高齢者居住法第5条第1項の登録を受けた者を除く。)が当該事業に関し、設置届出を行おうとするとき。

- (4) 前各号に定めるもののほか、有料老人ホームを設置しようとするに当たり、当該有料老人ホームの建物について建築確認を受ける必要のないとき。(建物の構造・設備・レイアウト等を大幅に変更するものを除く。)

(増築・改築・定員変更の事前協議)

第6条 設置者は、有料老人ホームの増築若しくは改築(いずれも軽易なものを除く。以下同じ。)又は定員の変更を行おうとするときは、その1か月前の日までに、次の各号に掲げる書面のうち増築若しくは改築又は定員の変更に関するものを添えて、有料老人ホーム増築・改築・定員変更事前協議書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

- (1) 立地条件に関する事項
- (2) 規模及び設備構造に関する事項
- (3) 資金計画に関する事項
- (4) 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項

2 前項の規定は、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

(設置届出等)

第7条 設置予定者は、法第29条第1項の規定に基づき、建築確認済証を受領後、速やかに法第29条第1項各号及び省令第20条の5各号に規定する事項に関する書類を添えて、有料老人ホーム設置届(施行細則様式第35号)を市長に提出するものとする。

2 前項に定める届出の際には、協会への入会、生活保証制度への加入に必要な審査を受けているものとする。

3 市長は、有料老人ホーム設置届の内容を確認し、法、省令その他法令又はこの要綱若しくは指針の規定に基づく指摘事項のあるときは当該指摘事項を添えて、設置予定者に対して当該有料老人ホーム設置届を受理した旨の通知を行うものとする。この場合において、当該指摘事項の改善状況の報告を行うべき日を定めるものとする。

4 設置予定者は、前項の受理した旨の通知の交付を受けた後に、入居者の募集を開始するものとする。

5 設置予定者は、第3項に規定する指摘事項のあるときは、当該指摘事項の改善状況の報告を、市長に行うものとする。

(建設工事の着工)

第8条 設置予定者は、建設工事の着工に際しては、あらかじめ、建設工事の工程表を添えて、建設工事着工届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

- 2 利用料金等について前払い方式による場合であって、建設工事の着工時において相当数の入居見込者が確保されていない場合は、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されるものとし、入居見込者の充足状況等を明らかにする書類を、前項の建設工事着工届に添付しなければならない。

(変更届出及び廃止・休止届出)

第9条 設置予定者等は、届出事項に変更があった場合は、法第29条第2項の規定に基づき、変更の日から1か月以内に、市長が別に定める関係書類を添えて、有料老人ホーム事業変更届(施行細則様式第36号)を市長に提出するものとする。

- 2 設置者が有料老人ホーム事業を廃止又は休止する場合は、法第29条第3項の規定に基づき、事業を廃止又は休止しようとする日の1か月前までに、廃止又は休止となった後の入居者の処遇を明記した入居者一覧表を添えて、有料老人ホーム廃止・休止届(施行細則様式第37号)を市長に提出するものとする。

(事業開始報告)

第10条 設置予定者は、有料老人ホームの運営を開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項に係る書面を添えて、その2週間前の日までに有料老人ホーム事業開始報告(様式第4号)を市長に提出するものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (2) 消防用設備等検査済証の写し
- (3) 事業開始月の勤務予定表(併設介護保険事業所の勤務予定表を含む。)
- (4) パンフレット
- (5) その他市長が指定する書類

(再開報告)

第11条 設置者は、休止した有料老人ホームの運営を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項に係る書面を添えて、その2週間前の日までに有料老人ホーム事業再開報告(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- (1) 職員の配置等に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 資金計画に関する事項

(4) 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項

(現地確認)

第12条 市長は、第9条に規定する変更届出（増築若しくは改築又は定員の変更に関するものに限る。）若しくは廃止届出を受け付けたとき、第10条に規定する事業開始報告を受け付けたとき、又は前条に規定する再開報告を受け付けたときは、その職員にこれらの届出又は報告に係る有料老人ホームの実地の確認を行わせるものとする。有料老人ホームの事業の譲渡又は設置者の法人の分割若しくは合併その他の事情により実質的にその事業が継続されているとき、事務処理の際に実地の確認を行っているときその他実地の確認の必要ない事由のあるときは、この限りでない。

2 市長は、変更届出（増築若しくは改築又は定員の変更に関するものを除く。）を受け付けた場合であって、入居者の処遇に関して必要のあるときは、その職員に当該届出に係る有料老人ホームの実地の確認を行わせるものとする。

(定期報告・公表)

第13条 設置者は、法第29条第11項の規定に基づき、毎年7月1日現在における有料老人ホーム重要事項説明書を作成し、同月末日までに市長が別途示す方法により市長に報告するものとする。

2 前項の報告には、次の書類を添付するものとする。

(1) 直近の事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書その他の財務諸表。この項において同じ。）

(2) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の決算報告書

(3) 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の決算報告書

(4) その他市長が指定する書類

3 市長は、第1項の規定により提出された重要事項説明書について、法第29条第12項の規定に基づき、ウェブサイト（前橋市のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）を通じて公表するものとする。

(事故報告)

第14条 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合には、直ちにその事故の概要について市長に報告するとともに、別に定める社会福祉施設等事故報告書を提出するものとする。

(事業収支計画の見直し)

第15条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行うものとする。

(類似施設の取扱い)

第16条 この要綱の規定は、有料老人ホーム又は高齢者居住法第5条第1項の規定により登録をされているサービス付き高齢者向け住宅に該当しないものであって、居住機能と生活支援サービス提供機能を併せ持つ高齢者向けの居住施設（以下「類似施設」という。）の設置及び運営について考慮すべきものとする。

2 「類似施設」とは、次の各号に掲げる施設とする。

(1) 分譲住宅に生活支援サービス提供契約が組み合わされた施設

(2) 賃貸方式又は利用権方式の住宅等に老人福祉法第29条第1項に定める介護等以外の生活支援サービス提供契約が組み合わされた施設

(3) (1)及び(2)に類似した施設

3 類似施設を設置しようとする者は、速やかに、有料老人ホーム重要事項説明書を作成し、市長に報告するものとし、類似施設を設置及び運営している者は、第13条の規定に基づき、設置後の状況について市長に報告するものとする。

(改善指導)

第17条 市長は、法、省令その他法令又はこの要綱若しくは指針の規定に定める基準に反して設置運営されている有料老人ホームについて、当該有料老人ホームの設置者に対し、改善のため必要な指導を行うものとする。

(勧告等)

第18条 市長は、前条の指導に従わない有料老人ホームについては、当該有料老人ホームの入居者の保護に十分配慮しつつ、指針等に反する事実を公表することができるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の有料老人ホーム設置運営指導要綱の規定による手続を行っている設置予定者については、当該手続に関しては、なお従前のおりとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

有料老人ホーム設置事前協議書

年 月 日

（宛先）前橋市長

協議者

所在地

名称

代表者職名・氏名

次のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 設置予定有料老人ホームの名称
- 2 設置予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置予定場所

担当：

電話：

様式第2号（第6条関係）

有料老人ホーム増築・改築・定員変更事前協議書

年 月 日

（宛先）前橋市長

協議者

所在地

名称

代表者職名・氏名

次のとおり有料老人ホームの増築、改築又は定員変更を計画するので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 設置予定有料老人ホームの名称
- 2 設置予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 増築、改築又は定員変更の別及びその概要

添付書類

- 1 立地条件に関する事項に係る書面
- 2 規模及び設備構造に関する事項に係る書面
- 3 資金計画に関する事項に係る書面
- 4 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項に係る書面

担当：

電話：

建設工事着工届

年 月 日

（宛先）前橋市長

届出者

所在地

名称

代表者職名・氏名

次のとおり有料老人ホームの建設工事を行いますので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第8条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 建設予定有料老人ホームの名称
- 2 建設予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの建設場所
- 4 着工の時期及び建設工事の期間

添付書類
建設工事工程表

担当：

電話：

様式第4号（第10条関係）

有料老人ホーム事業開始報告

年 月 日

（宛先）前橋市長

届出者
所在地
名称
代表者職名・氏名

次のとおり有料老人ホームの事業を開始するので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第10条の規定により報告します。

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 事業を開始する時期

（参考）有料老人ホームの連絡先等

電話番号：

／ FAX番号：

メールアドレス：

／ 管理者氏名：

添付書類

- 1 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- 2 消防用設備等検査済証の写し
- 3 事業開始月の勤務予定表（併設介護保険事業所の勤務予定表を含む。）
- 4 パンフレット
- 5 その他市長が指定する書類

様式第5号（第11条関係）

有料老人ホーム事業再開報告

年 月 日

（宛先）前橋市長

届出者
所在地
名称
代表者職名・氏名

次のとおり有料老人ホームの事業を再開するので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第11条の規定により報告します。

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 事業を再開する時期

（参考）有料老人ホームの連絡先等

電話番号：

／ FAX番号：

メールアドレス：

／ 管理者氏名：

添付書類

- 1 職員の配置等に関する事項に係る書面
【事業再開月の勤務予定表（併設介護保険事業所の勤務予定表を含む。）】
- 2 事業計画に関する事項に係る書面
- 3 資金計画に関する事項に係る書面
- 4 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項に係る書面